

令和8年度小国町出会いサポート事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、小国町内に居住し結婚を希望する独身男女が、やまがたハッピーサポートセンター又は民間の結婚相談所等の専門機関(以下、「結婚相談所」という。)、若しくは結婚を目的とした会員同士をマッチングさせるマッチングアプリケーション(以下「マッチングアプリ」という。)を利用する際の初期費用について補助するものとし、小国町補助金等の適正化に関する規則(平成2年小国町規則第10号)及びこの要綱に定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付し、もって結婚の促進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 結婚相談所 結婚を希望する独身の会員に、結婚を前提とした出会い及び交際から結婚に至るまでのサービスを提供する事業者であって、山形県内に本店、支店又は営業所を有する事業者をいう。
- (2) マッチングアプリ 結婚相手紹介サービス業認証機構が認証するIMS認証を取得したマッチングアプリをいう。
- (3) 初期費用 結婚相談所等の利用に要する入会費、登録料及び初月利用料をいう。ただし、令和8年度中に支払われたものに限る。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本町に住所を有し、かつ居住していること。
- (2) 結婚を希望する独身の成人であること。
- (3) 町税等を滞納していないこと。

(補助金の金額等)

第4条 補助金の金額は、結婚相談所等の初期費用全額又は2万円のいずれか低い額とする。ただし、千円未満は切り捨てるものとする。

2 前項の補助金は、補助対象者1人につき1回とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、小国町出会いサポート事業補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 結婚相談所等に入会又は登録したことを証明するものの写し

(2) 結婚相談所等に入会又は登録時の初期費用について、結婚相談所等が発行した領収書又は支払いを証明するものの写し

(3) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6条 町長は、前条による申請があったときは、規則第14条に規定する実績報告とみなし、審査その他必要な調査を行い、適当と認められるときは、交付すべき補助金の額を確定し、小国町出合いサポート事業補助金交付決定通知書兼交付額確定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(交付決定の取り消し)

第7条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、補助金の全額を返還させることができる。

(1) 虚偽又は不正の申請を行ったと認められるとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

2 町長は、前項の規定にかかわらず、補助金の交付を受けた者にやむを得ない特別の事情があると認めるときは、補助金の返還を免除することができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。